

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

長与町

1 促進計画の地域

別紙区域図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 長与町地域

(1) 現況

本地域は、比較的温暖で、夏季は南西、冬季は北西の季節風が吹き、台風期を除いては年間を通じて穏やかな気候である。地形は、東・西・南は山々で囲まれており、傾斜地が多く、これらの地域特性を生かした「みかん」をはじめとする果樹主体の農業生産が行われている。また、農業生産活動等を通じ国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している。

しかしながら、担い手の高齢化、減少等により耕作放棄が増加等することにより国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が特に懸念されている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域においては、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進する。

中山間地域等の条件不利地域では、耕作放棄を防止し農業生産活動を継続することにより、中山間地域の有する水源かん養機能、洪水防止機能等の多面的機能を維持するため、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進する。

また、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮を図るため、法第3条第3項に掲げる事業を推進する。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	長与町区域	法第3条第3項各号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1. 町内における推進体制の整備

農業者団体等による各種の取組の効果的な促進を図るためには、地域毎の多様な特質を踏まえ、農業者団体等に対し、地域環境や営農の状況、取組の実態等に応じたきめ細かい指導・助言等の支援が適切に行われることが必要である。

このため、県は基本方針において、多様な主体が参画し、農業者団体等に対し、これまでの多面的機能支払等における支援の知見や推進体制の活用等による、地域の実情を踏まえた支援を行う推進体制を整備することとしており、当町においてもこれに参画し、農業者団体等に対する推進体制の活用を図る。

2. 中山間地域等直接支払に関する事項

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

地域の実態に応じて長崎県が定めた特認基準のうち長与町長が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域（以下「特認地域」という。）

イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地
- (エ) 市町村長の判断によるもの
 - a 高齢化率・耕作放棄率の高い農地
急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地
- (オ) 長崎県知事が地域の実態に応じて指定する地域

(2) 集落協定の共通事項

- 1) 集落の農用地面積が1 h a 未満である場合において、農用地面積が 0.8 h a 以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、1 h a 以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

- 2) 協定参加者数がおおむね 50 戸に満たない場合において、協定参加者数が 30 戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、おおむね 50 戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

(3) その他必要な事項

1) 自然災害を受けている農用地の取り扱い

自然災害を受けている農用地については、平成 31 年度までに復旧し、農業生産活動等を実施する旨が協定に位置づけられている場合は、協定認定年度から交付金の交付対象とすることができる。

また、協定締結後に交付対象農用地が自然災害を受けた場合は、当該協定の申請者は当該農地の復旧計画を町長に提出することにより、当該復旧計画を協定に位置づけられたものとみなし、引き続き交付金の交付対象とすることができる。なお、平成 31 年度に被災した農用地については、復旧計画における復旧の期限が平成 31 年度以降であっても、交付金の交付対象とすることができる。

2) 土地改良通年施行等の取り扱い等

① 土地改良通年施行の対象事業の範囲

ア 土地改良通年施行は、次に掲げる要件をすべて満たす土地改良事業又はこれに準ずる事業に係るものとする。ただし、次の要件を満たしていたものが、その後、工事実施時期の変更等によりこれを満たさなくなった場合においては、それが不測の事態の発生等真にやむを得ない事由によるものである場合に限り、土地改良通年施行の対象事業として取り扱う。

(ア) 当該年度の 6 月 30 日（平成 27 年度においては 8 月 31 日）までに、国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又は株式会社日本政策金融公庫若しくは農業近代化資金の融資の対象となることの決定又はこれに準ずる措置がなされること。

(イ) 当該年度内に事業が完了すること。

(ウ) 集落協定に事業の実施が位置づけられていること。

イ アの土地改良事業又はこれに準ずる事業とは、次に掲げる事業をいう。

(ア) ほ場整備事業（区画整理その他の面的工事に限る。）

(イ) 客土事業

(ウ) その他土地改良事業等のうち(ア) 又は(イ) に該当する工事

② 土地改良通年施行に係る農地の取り扱い

①の土地改良通年施行に係る農地については、交付金の交付対象とすることができる。

③ 土地改良事業等の実施等により対象要件に変更があった農用地の取り扱い

土地改良事業等の実施等が集落協定に位置づけられている場合には、当該土地改良事業等の実施、地目の変更等により協定認定時の対象農用地の要件に変更があっても、当該農用地を平成31年度まで交付金の交付対象とすることができる。